

令和8年度 ふくしのまちづくり助成金

募 集 要 項



川口市社協マスコットキャラクター「社助」

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会

## ■概 要

### 1 助成金の趣旨

ふくしのまちづくり助成金は、市民主体による地域活動を促し、地域福祉の推進を図ることを目的に交付するものです。

この助成金は、市民の皆様からお預かりした社協会費などを財源としています。

### 2 助成対象団体

原則として、次のすべてに該当する団体。

- (1) かわぐちボランティアセンターの登録団体
- (2) 地域活動に熱意のある非営利活動団体
- (3) 川口市を拠点に活動している団体

※ただし、交付団体数及び交付金額については当該年度ごとに予算の範囲内で決定する。

### 3 助成対象事業

原則として、川口市内で主に市民を対象に行う事業で、次のどちらかに該当するもの。また、助成対象事業を月に1回程度実施することとする。

- (1) 孤立防止活動
- (2) 居場所づくり活動

### 4 助成対象外事業

次のいずれかに該当する事業。

- (1) 国・地方公共団体、企業、財団など、他の制度による助成を受けている事業
- (2) 政治及び宗教活動を目的とした事業
- (3) 営利を目的とした事業（事業による収益が団体の活動資金になるもの）
- (4) 町会・老人クラブ・サークルなど、特定の会員や関係者のみが対象の事業

### 5 助成種別

- (1) 立ち上げ支援

要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内のボランティア団体（要かわぐちボランティアセンター団体登録）で、孤立防止活動又は居場所づくり活動を新たに開始する団体</li><li>・助成年度に完結する事業で、活動開始初年度のみを対象</li><li>・活動を立ち上げるにあたり必要な、資器材・消耗品の購入及び賃料・保険料・印刷製本費・食糧費、その他会長が必要と認めるものについて支援</li></ul> ※特定の会員や関係者に限定した活動は対象外とする。
助成額	10万円を上限とする。

## (2) 継続支援

要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内のボランティア団体（要かわぐちボランティアセンター団体登録）で、孤立防止活動又は居場所づくり活動を継続して行う団体</li><li>・助成年度に完結する事業</li><li>・活動を継続するにあたり必要な、資器材・消耗品の購入及び賃料・保険料・印刷製本費・食糧費、その他会長が必要と認めるものについて支援</li></ul> ※特定の会員や関係者に限定した活動は対象外とする。
助成額	3万円を上限とする。

## 6 助成限度回数

- ・各年度において、1つの団体が申請できる事業は1つです。複数のコースで助成を申請することはできません。

### ■申請に必要な書類

立ち上げ支援	<ul style="list-style-type: none"><li>①様式第1号「助成金交付申請書」</li><li>②申請事業説明書・予算書（立ち上げ支援コース用）</li></ul>
継続支援	<ul style="list-style-type: none"><li>①様式第1号「助成金交付申請書」</li><li>②申請事業説明書・予算書（継続支援コース用）</li></ul>

### ■申請書類配布場所

申請書類は、かわぐちボランティアセンター、青木会館2階（地域福祉課）で配布いたします。

### ■申請書類作成上の注意

- ・単価が1万円以上のものを購入する場合は、見積書の添付が必要となります。（チラシやカタログのコピーなど、値段がわかるものでも可）
- ・ご不明の点があれば、提出前に必ず担当にご確認ください。

### ■申請受付

- ・申請の受付場所は、かわぐちボランティアセンターです。
- ・申請の際は、必要書類を揃え、担当に直接ご提出ください。書類の確認のため、多少お時間をいただくことがありますので、事前にご連絡のうえ、余裕をもってお越しください。
- ・申請期間は4月1日から12月末まで随時受付しています。ただし、申請した月以前に購入したものは、対象経費となりませんのでご注意ください。

## ■申請の流れ（予定）

令和8年 4月～（随時）	申請書類配布・申請受付／審査・決定
申請の翌月	交付決定額の半額を交付
令和9年 2月	助成金実施報告
3月	交付決定額の残額を交付 ※実施報告を受けてからの清算払いになります。

## ■交付の審査

申請に基づき審査を行い、交付の適否及び交付金額を決定します。

## ■その他

- ・メールでの申請書類の配布をご希望の場合は、下記のメールアドレスへご連絡ください。
- 【[borasen@kawaguchisyakyo.jp](mailto:borasen@kawaguchisyakyo.jp) ふくしのまちづくり助成金担当者宛て】  
（ただし、メールでの提出は受理できませんので、ご了承ください）
- ・助成金に関するご相談は、かわぐちボランティアセンターで承ります。
- ・この事業でチラシやポスターなどを作成する場合には、本助成を受けていることを明記してください。（例：この事業は川口市社会福祉協議会の「ふくしのまちづくり助成金」を受けて実施しています。）
- ・申請書類の提出にあたり、書類の不備がある場合は受付できません。

### <お問い合わせ・申請受付>

#### かわぐちボランティアセンター

〒332-0015 川口市川口1-1-1 キュボ・ラ本館棟 M4階

電話：048-227-7640

メール：borasen@kawaguchisyakyo.jp

開所日：火～土曜日（日・月・祝日休み）

開所時間：9：00～17：45